

地震で家が壊れていませんか？

令和8年1月6日に発生した島根県東部地震で住宅に被害を受けた皆さまの相談窓口を設置しています。

事業の目的

自然災害により住宅に著しい被害を受けたものに対して助成を行うことにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、地域の維持と再生を図ります。

○対象となる被害

- ・居住実態のある住宅
- ・住宅に重大な被害を及ぼすおそれのある擁壁等

×対象とならない被害

- ・居住実態のない住宅（空き家）
- ・倉庫・蔵
- ・墓地・墓石

支援内容

- ・被災者住宅再建等支援金（被害を受けた住宅を修繕する場合に対象となります。）

| 再建の方法 | 世帯人数 | 被害の程度（被害認定の基準） | | | |
|--------------|------|----------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| | | 全壊 (50%)以上 | 大規模半壊 (40%以上50%未満) | 中規模半壊 (20%以上40%未満) | 一部損壊（準半壊） (10%以上) |
| 住宅の 建設・購入 | 複数 | 300万円 | 250万円 | 100万円 | 30万円 |
| | 単身 | 225万円 | 187.5万円 | 75万円 | |
| 住宅の 補修 | 複数 | 200万円 | 150万円 | 上限100万円 | 上限30万円 |
| | 単身 | 150万円 | 112.5万円 | 上限75万円 | |

| | |
|--------|-----------------------|
| 擁壁等の補修 | 補修に要する費用の2/3（上限100万円） |
|--------|-----------------------|

- ・被災者住宅修繕促進支援金（被害を受けた住宅の修繕の有無に関係なく対象となります。）

| 被害の程度 | |
|-----------|------|
| 一部損壊 | |
| 5%以上10%未満 | 5%未満 |
| 5万円 | 2万円 |

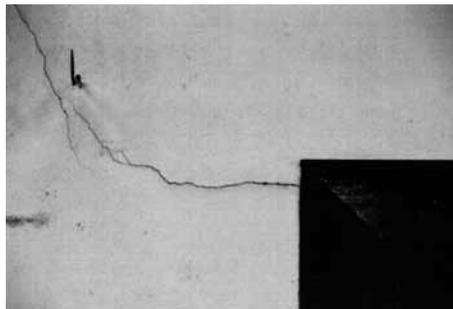
※被害の程度が10%未満の場合は、写真による自己判定方式での申請ができます。

一例

開口部の隅のわずかなひび割れ



外壁のわずかなひび割れ



屋根瓦のズレ、損壊または落下



※詳しくは役場総務課までお尋ねください。

【問合せ】 役場総務課 電話：82-1111

